

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年国土交通省告示第三百五十九号）

最終改正 令和八年七月二日

（上陸のための条件）

第一条 造船・船用工業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第一条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第二条 造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契

約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第五条第一項各号に掲げる事業を営む者、小型船造船業法（昭和四十一年法律第一百十九号）第二条第一項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。

二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

四 特定技能外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

五 登録支援機関（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関をいう。以下この号において同じ。）に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。

六 特定技能外国人に対し、必要な訓練又は研修を行うこととしていること。

七 特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・船用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付することとしていること。

附 則（平成三十一年三月国土交通省告示第三百五十九号）

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百二号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から適用する。

附 則（令和八年七月二日国土交通省告示第八百十一号）

この告示は、公布の日から施行する。